

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年 5 月 8 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、南鳥島気象観測所で運用中の常用発電設備の発電機及び受変電設備、その他の付属電気設備（以下、「本設備」）の点検整備を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な電気工作物（発電所 最大出力 600kW 発電電圧 6,600V、需要設備 負荷容量 750kW 受電電圧 6,600V）の点検整備を実施するための技術を有している法人等との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 南鳥島気象観測所常用発電設備の発電機及び受変電設備点検整備
- (2) 業務内容 南鳥島気象観測所で運用中の本設備の点検整備を行う。
- (3) 履行期限 令和元年 9 月 30 日（月）

3 業務目的

本業務は、南鳥島気象観測所で運用中の本設備の点検調整を実施し、本設備の機能の維持を図るとともに、障害の発生を未然に防ぐことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成 30・31・32 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

電気工作物(発電所 最大出力 600kW 発電電圧 6,600V、需要設備 負荷容量 750kW 受電電圧 6,600V)の点検整備を実施するための技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本設備の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検整備を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

ア 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本件業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本件業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当庁の許可を受けた場合を除き、本件業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本設備の点検整備を完了する体制を有すると共に、履行後に本件に起因する不具合が発生した場合に対応するための連絡窓口を持つこと。並びに、速やかに復旧するための体制を有すること。

(6) 業務実績に関する要件

電気工作物の点検整備の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 岩田 裕樹

電話 03-3212-8341(内線 2184) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年5月8日から令和元年5月28日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年5月29日17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成30・31・32年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなっ

た場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
い。

(5) 詳細は説明書による。